

薬物乱用防止教室推進マニュアル

～教育委員会における取組事例～

ま え が き

児童生徒の薬物乱用防止に関する取組については、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月薬物乱用防止対策推進本部決定）を踏まえ、青少年の覚醒剤等の薬物乱用防止に関する指導のより一層の徹底を図るようお願いしているところであります。

近年、青少年、特に中学生及び高校生の覚醒剤事犯検挙者には減少傾向が認められるものの、大麻やMDMA等合成麻薬については青少年を中心に乱用の状況がうかがえると指摘されています。こうした状況を踏まえると、総合的な対策を推進し、薬物乱用の根絶に向けた継続的な取組を図る必要があります。

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」においては、中学生及び高校生を中心に薬物乱用の有害性・危険性の啓発を継続し、特に地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、大麻やMDMA等合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実を図るなど「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」を目標の一つに掲げ、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。その目標達成に向けて取組の一つとして「すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること」が示されています。

しかしながら、平成22年3月26日に、総務省による薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監査の結果が公表され、「文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある」との勧告を受けました。

このため、文部科学省においては、当該勧告を踏まえ、薬物乱用防止教室の実施率が高い都道府県教育委員会の取組事例を収集し、とりまとめたところです。

教育委員会等においては、本書にある取組事例などを参照いただき、薬物乱用防止教室の実施率の向上を図られるようお願いいたします。

なお、私立学校における薬物乱用防止教室の実施率は公立学校に比べて全体的に低くなっていることから、各都道府県教育委員会におかれては私立学校主管部課等と十分な連携を取っていただき、私立学校主管部課等におかれては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の実施率の向上を図られるようお願いいたします。

平成24年2月

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人

目次

第1章 総論

- 1 薬物乱用防止教育の考え方 ～第三次薬物乱用防止五か年戦略～ 1
- 2 学校における薬物乱用防止教育の進め方 ～薬物乱用防止教室の重要性～ 4

第2章 取組事例

- 1 山形県 10
- 2 茨城県 14
- 3 埼玉県 22
- 4 石川県 27
- 5 静岡県 35
- 6 大阪府 42
- 7 山口県 51
- 8 徳島県 62
- 9 長崎県 71
- 10 熊本県 78

第1章 総論

1. 薬物乱用防止教育の考え方 ～第三次薬物乱用防止五か年戦略～

(1) 薬物乱用対策推進会議

我が国は、他の先進諸国と比較して乱用薬物に関連する事犯例が少ないとされている。しかしながら、薬物乱用の根絶を図るためには、政府を挙げた総合的な対策を講ずる必要があることから、平成9年4月に内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」が設置された。

「薬物乱用対策推進本部」では、「第三次覚せい剤乱用期の到来に対し、その早期終息に向けて緊急に対策を講ずるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決に我が国も積極的に貢献する。」ために、平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、具体的な四つの目標を掲げて、それぞれについて現状と問題点及び対策を示し関係省庁が講ずべき対策を明確にした。

また、平成15年7月に策定された「薬物乱用防止新五か年戦略」においては、「依然として第三次覚せい剤乱用期が継続している。」との認識のもと関係省庁の一層緊密な連携の下、引き続き総合的な対策が示された。

その後、平成20年8月に新たに「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、未然防止対策・再乱用対策を中心に「戦略」を強化する目的で平成22年7月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」が作成された。

なお、平成10年12月26日をもって「薬物乱用防止対策推進本部」が廃止され、新たに内閣総理大臣が主宰する「犯罪対策閣僚会議」の下に「薬物乱用対策推進会議」が設置され、「薬物乱用防止対策推進本部」がこれまでに決定した事項等については、「薬物乱用対策推進会議」に引き継がれている。

(2) 第三次薬物乱用防止五か年戦略

政府では、「青少年による薬物乱用防止については、平成15年から平成19年までの間、学校等における薬物乱用の有害性・危険性等に関する指導の充実、広報啓発や街頭補導活動の強化を始めとした青少年に薬物乱用をさせない環境整備など種々の取組により、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒が増加し、青少年の覚せい剤事犯の検挙者数が減少するなど一定の成果を上げている。」と認識されている。

【参考】

薬物は「絶対に使うべきでない」と回答した児童生徒の割合（％）

	男子			女子		
	平成9年	平成12年	平成18年	平成9年	平成12年	平成18年
小学6年生	89.5	89.2	91.9	92.4	91.9	95.3
中学3年生	77.9	82.5	87.6	85.0	85.9	91.2
高校3年生	68.6	74.5	81.7	81.4	87.2	91.1

（薬物等に対する意識調査、文部科学省）

平成18年の調査において「絶対に使うべきでない」と回答した割合は、男女ともいずれの学年でも平成9年及び12年の調査より段階的に高くなっている。一方、「使うかどうかは個人の自由」と回答した割合は、過去2回の調査結果と比較していずれの学校種・学年においても低下し、薬物に対する考え方について改善の傾向がみられた。

しかしながら、「最近の薬物情勢は、覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向となっているが、依然として全薬物事犯の検挙人員の8割を占めており、覚せい剤事犯が我が国の薬物問題の中心的課題である状況が継続している。また、大麻事犯の検挙人員は、10年前の約2倍に増加しているほか、MDMA等合成麻薬事犯については、押収量が急増しており、いずれも検挙人員の8割強が初犯者であるなど、乱用のすそ野が広がっている。」とも認識されている。

以上の認識のもとに薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化が求められている。

目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

小学校、中学校及び高等学校における児童生徒に対する指導・教育を徹底するとともに、引き続き、児童生徒等の薬物の根絶に向けた規範意識の向上を図っていく必要がある。

(3) 小・中・高等学校における薬物乱用防止教育の目標

児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるようになることを目標とする。

その目標達成には、児童生徒が正確な情報に基づく基礎的な知識及び「生きる力」を身に付けることが大切である。また、児童生徒の発達段階を十分考慮した、情報伝達が求められる。

【参考】

小学生の発達段階と特徴

- 低学年では、生活の中での具体的な経験によって得られた知識や興味・関心为中心で、一つの事柄に集中できる時間が短い。
- 中学年では、目で見ると手で触れるといった作業を伴わなくても、言葉を通して物事を理解する能力が高くなっていく。
- 高学年は、記憶力や抽象的、論理的な思考力が顕著に発達していく。

中学生の発達段階と特徴

- 自己を客観的に見つめたり、他人の考えが理解できるようになる。
- 認知・記憶・言語機能、判断など知的機能が発達する。
- 生活経験や学習により、感情や意志などの情意機能が発達する。

高校生の発達段階と特徴

- 具体的な思考から抽象的な思考が可能になる。
- 個別的な思考から総合的、体系的思考に変化する。

2. 学校における薬物乱用防止教育の進め方 ～「薬物乱用防止教室」の重要性～

(1) 小・中・高等学校における薬物乱用防止教育の枠組

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（薬物乱用対策推進本部、平成20年8月）

学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。

薬物乱用の有害性・危険性等については、小学校では「体育、保健分野」で、中学校・高等学校では「保健体育、保健分野」において全ての子どもが履修することとなっており、学校における「薬物乱用防止教育」は、「体育・保健体育」において行われる授業が中核であると言える。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

〔第5学年及び第6学年〕G 保健

(3) エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

〔保健分野〕

(4) ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

〔科目「保健」〕

(1) イ 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

【参考】

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

また、学校における「薬物乱用防止教育」については、「体育・保健体育」のみならず「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」なども活用しながら学校教育全体を通して行われている。この中には、薬物乱用の心身への影響等について専門的な知見を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師とする「薬物乱用防止教室」が含まれている。

【参考】

中学校学習指導要領

第5章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2) 薬物乱用防止教室の現状

「薬物乱用防止五か年戦略」（薬物乱用対策推進本部、平成10年5月）

学校において、薬物乱用の危険性を熟知している警察職員、麻薬取締官OB、学校医、学校薬剤師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動。ビデオや副読本等の教材と専門家の経験を踏まえた講話等により児童生徒に薬物の危険性を強く印象づける効果が期待できる。

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（薬物乱用対策推進本部、平成20年8月）

すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること。その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る。

「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」（20文科ス第639号、平成20年9月17日）

「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りの深い指導的な教員の活用も考えられる。

【参考】

薬物乱用防止教室の実施率（％）【全体】

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	16.8	19.5	21.3	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3
中学校	53.3	53.8	52.1	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1
高等学校	66.7	64.8	63.3	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8

薬物乱用防止教室の実施率（％）【平成22年度】

	全体	公立	私立	国立
小学校	62.3	62.8	18.4	40.5
中学校	79.1	82.4	38.9	46.7
高等学校	78.8	88.0	54.8	53.3

平成22年度の調査結果に岩手県（公立）、宮城県（私立）、福島県（公・私立）、仙台市は含まない。

「薬物乱用防止教室」が開催されない（または、開催しにくい）理由

- 学校においては、薬物乱用以外にも諸課題が山積しているため、時間の確保が難しい。
- 「保健体育」の授業において「薬物乱用と健康」について指導しており、専門家を活用した「薬物乱用防止教室」という形では実施していない（または、必要ないと考えている）。

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 ―需要根絶に向けた対策を中心として― 結果に基づく勧告
(総務省、平成22年3月)

文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある。

「薬物乱用防止戦略加速化プラン」(薬物乱用対策推進会議、平成22年7月)

薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める。

(3) 各学校における「薬物乱用防止教室」の進め方

各学校における「薬物乱用防止教室」の進め方については、以下に示す資料等を参考にされたい。

冊子

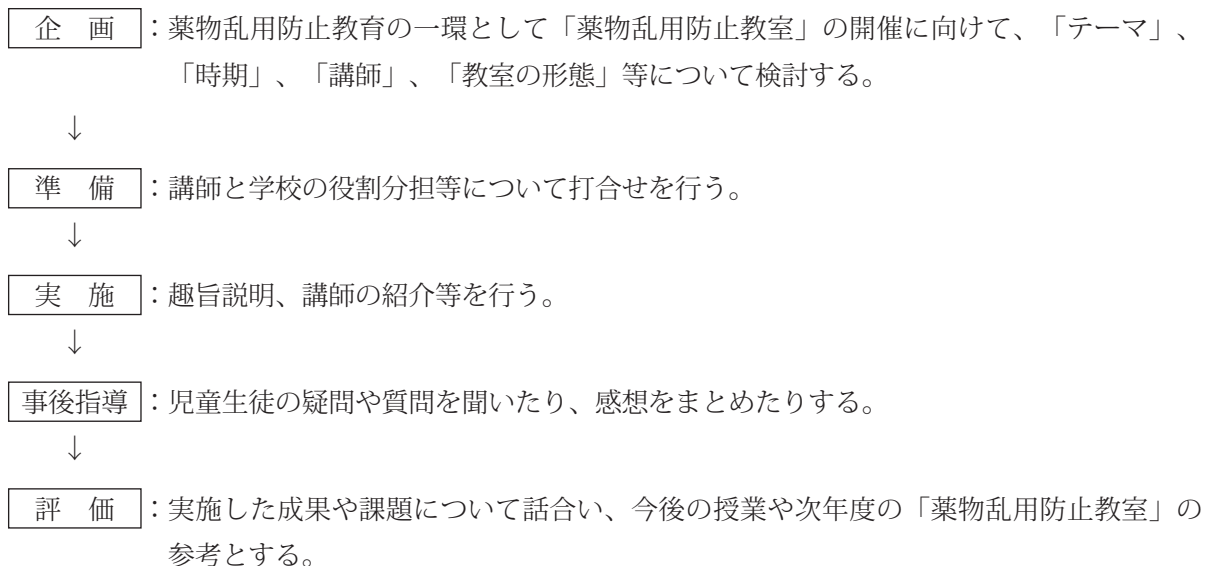
- 「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」（財団法人日本学校保健会、平成20年4月）
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」（財団法人日本学校保健会、平成22年3月）
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」（財団法人日本学校保健会、平成23年1月）
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編」（財団法人日本学校保健会、平成24年1月）

視聴覚教材

- 「薬物乱用防止教室－効果的な指導のために－小学校編」（文部科学省、平成15年）
- 「薬物乱用防止教室－効果的な指導のために－合同編（小学校、中学校、高等学校）」（文部科学省、平成15年）

以下に「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」から各学校における「薬物乱用防止教室」の進め方の留意点を示す。

① 学校における運営



② 講師に期待される役割の例

警察職員：

犯罪や非行・問題行動の防止や取締りを行う立場から薬物乱用問題に関わっていることから、青少年の薬物乱用の現状や背景要因に関する情報の提供。特に、地域の実情を踏まえた指導が期待される。

麻薬取締官OB等：

乱用される薬物の危険性や薬物乱用の社会への浸透、薬物関連犯罪の実態などを、より広い視野から把握していることから、薬物乱用の精神と身体に対する有害性、依存性薬物に対する法規制、薬物乱用に関わる社会的問題についての正確な情報の提供。

学校医・学校薬剤師等：

学校医や学校薬剤師は、専門性を有する指導者として、医学・薬学的立場から依存性薬物のもつ人体に対する薬理作用や薬物乱用による健康への害などに関する的確な情報の提供。

教職員・民間奉仕団体等：

薬物乱用防止教育は、人間らしく生きるための教育であることを踏まえ、「薬物を使わない生き方」の意味について児童生徒に深く考えさせるために薬物乱用問題の背景になっている心の問題等についての助言等。

③ 薬物乱用防止教育に必要な視点

- 薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る問題であることが明確にのべられていること。
- 「乱用される薬物は、使用することはもちろん、所持することも禁止されている。」という曖昧さのないメッセージが必ず含まれること。
- 講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達段階を十分考慮した内容や指導法であること。
- 害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持をもつことが充実した人生につながる。」という積極的なメッセージが含まれていること。
- 児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、たばこや酒類を販売する職業を悪と決めつけるようなことはしないなど、児童生徒や家族を傷つける可能性のある内容は避けること。

④ 薬物乱用防止教育に不必要な情報

- 薬物乱用に関する行動について「いいわけ」の口実を与えるような情報。
- 乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報。
- 薬物乱用者や薬物依存の患者の治療、更正、社会復帰のための情報。
- 「ソフトドラッグ」、あるいは「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである。」などの誤解を与える可能性のある情報。
- 「薬物を使用するか否かは本人（子ども）自身が決めることである。」などという表現が使われている情報。

(4) 教育委員会等における「薬物乱用防止教室」の進め方

教育委員会等における「薬物乱用防止教室」の進め方については、第2章において「薬物乱用防止教室」の実施率の高い府県教育委員会の具体的な取組事例を紹介しており、「薬物乱用防止教室」の実施率向上に向けて参考にされたい。

効果的な取組例

- 関係機関（警察、保健所、学校薬剤師会等）の協力を得て開催している。
- 教育委員会が各学校に開催計画及び実施報告書の提出を求めている。
- 教育委員会が各学校に指導者への依頼方法などの開催方法を示している。
- 保健体育担当指導主事会議等において開催に向けた働きかけを行っている。
- 県の委託事業を活用している。
- 府及び県内の薬物乱用防止対策推進本部等を活用している。

なお、「薬物乱用防止教室」の実施率向上には、各学校において「薬物乱用防止教室」が実施しやすくなるような都道府県や政令指定都市内の体制整備のみならず、各市町教育委員会や各学校に薬物乱用防止教育の必要性を理解してもらえるよう積極的に働きかけを行うことが大切である。

第2章 取組事例

1. 山形県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

<公立学校における実施率（%）>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	10.5	19.4	24.1	23.7	31.7	32.0	39.9	41.8	49.5	58.9	60.3
中学校	70.9	86.5	87.8	83.8	89.8	89.7	90.2	85.4	87.0	95.0	87.6
高等学校	81.1	92.6	92.6	87.9	98.0	96.0	96.0	92.0	87.8	98.0	93.9

【参考】<私立学校における実施率（%）>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
中学校	0	100	0	0	100	100	100	100	100	100	100
高等学校	86.7	100	93.3	73.3	66.7	73.3	86.7	53.3	80.0	86.7	80.0

本県の公立学校における薬物乱用防止教室の実施率は、中学校、高等学校において、調査を始めた平成12年度から高い（平成22年度：中学校99校／113校、高等学校46校／49校）。私立学校の実施率は、県内に中学校が1校、高等学校15校（通信制除く）と少ないため、各年の実施率に差があるが、比較的高い（平成22年度：中学校1校／1校、高等学校12校／15校）。中学校及び高等学校における高い実施率の要因として、本県教育委員会、各教育事務所、市町村教育委員会の連携による、薬物乱用防止教室開催についての働きかけが挙げられる。これにより、実施率調査を始めた早い時期から薬物乱用防止教室開催の必要性を各学校に理解していただけたためと考えられる。

小学校についても同様に、本県教育委員会、各教育事務所、市町村教育委員会の連携による積極的な働きかけにより、年々実施率が向上し、平成21年度に50%を超え、22年度には60%（小学校188校／312校）を超えた。平成22年度の実施率は、全国平均と同レベルであるが、さらなる実施率の向上に努めたい。

薬物乱用防止教室を実施できなかった中学校、高等学校では「指導時間の確保が難しい」ということが理由として多くあげられている。また、小学校では、「体育の時間で指導しているため薬物乱用防止教室の必要なし」という理由が最も多かった。

そこで、薬物乱用防止教室開催のさらなる積極的な働きかけとともに、本県で毎年開催している薬物乱用防止教室推進研修会において、さらに多くの関係者の方々に参加いただき、様々な教室の運営方法を研修していただくことで、各学校で専門家による教室開催の必要性を感じていただけるのではないかと考えている。

(2) 取組

① 各学校への開催依頼

山形県教育委員会では、各年度で開催依頼通知を出しているが、平成21年度から留意事項の内容を一部変更し、下記のように開催を依頼通知している。

<各教育事務所への通知>

各教育事務所長 殿	スポ保第137号 平成21年4月28日 教育庁スポーツ保健課長
平成21年度薬物乱用防止教室の開催等について（通知）	
<p>青少年の薬物乱用の問題については、中・高校生の覚せい剤事犯が高水準で推移し、依然として予断を許さない状況にあります。</p> <p>県教育委員会としては、国の薬物乱用対策推進本部において策定された「薬物乱用防止新五か年戦略」を踏まえながら、「薬物乱用防止教育の充実について」（平成20年10月3日スポ保第728号）等により、各学校において児童生徒を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用防止教育を充実されるよう通知しているところであります。</p> <p>つきましては、各学校において下記事項に留意され、薬物乱用防止教育を一層推進されるよう、貴管内市町村教育委員会に周知し、指導の徹底を願います。</p> <p>なお、「薬物乱用防止教室」の開催状況を把握したいので、別紙により調査を依頼し、取りまとめのうえ御報告願います。</p>	
記	
1 薬物乱用防止教室開催に係る留意事項	
(1) すべての中学校及び高等学校において、年1回「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。 なお、「薬物乱用防止教室」は学校保健計画に位置付け実施するものとし、できる限り薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師を招いて実施すること。	
(2) 薬物乱用防止教育については、保健の授業を基本としながらも、薬物乱用防止教室の開催は、学校行事による全校的な指導のほか、学校行事やホームルーム活動としての指導も加えるなどして、教育活動全体で行うこと。	
(3) 協力をいただく専門家については、各警察署の専門官のほか、保健所、または薬剤師会にも依頼が可能であり、開催の目的を明確にして依頼すること。少人数の開催については、県警察本部の「薬物乱用防止広報車」を依頼するなど、効果的な指導を工夫すること。（講師等の依頼については、学校保健の現況P22を参照してください。）	
(4) 薬物乱用防止新五か年戦略について	
① 中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。	
② 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。	
③ 薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する。	
④ 薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援によって再乱用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。	
2 開催状況の調査について	
(1) 調査内容	別紙「調査集計票」の内容による。なお、学校への照会用の調査票（各学校調査用：サンプル）を同封しましたので、御活用ください。
(2) 提出期限	平成22年3月26日（金）
(3) 提出先	別紙「調査集計票」を県教育庁スポーツ保健課 担当あて提出 FAX：023- -

<県立高校への通知>

スポ保第137号
平成21年4月28日

各県立高等学校長 殿

教育庁スポーツ保健課長

平成21年度薬物乱用防止教室の開催等について（通知）

青少年の薬物乱用の問題については、中・高校生の覚せい剤事犯が高水準で推移し、依然として予断を許さない状況にあります。

県教育委員会としては、国の薬物乱用対策推進本部において策定された「薬物乱用防止新五か年戦略」を踏まえながら、「薬物乱用防止教育の充実について」（平成20年10月3日スポ保第728号）等により、各学校において児童生徒を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用防止教育を充実されるよう通知しているところであります。

つきましては、各学校において下記事項に留意され、薬物乱用防止教育を一層推進されるよう願います。
なお、「薬物乱用防止教室」の開催状況を把握したいので、別紙により調査し、御報告願います。

記

1 薬物乱用防止教室開催に係る留意事項

- (1) すべての中学校及び高等学校において、年1回「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。なお、「薬物乱用防止教室」は学校保健計画に位置付け実施するものとし、できる限り薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師を招いて実施すること。
- (2) 薬物乱用防止教育については、保健の授業を基本としながらも、薬物乱用防止教室の開催は、学校行事による全校的な指導のほか、学校行事やホームルーム活動としての指導も加えるなどして、教育活動全体で行うこと。
- (3) 協力をいただく専門家については、各警察署の専門官のほか、保健所、または薬剤師会にも依頼が可能であるので、依頼する場合は開催の目的を明確にすること。少人数の開催については、県警察本部の「薬物乱用防止広報車」を依頼するなど、効果的な指導を工夫すること。（講師等の依頼については、学校保健の現況のP22を参照してください。）
- (4) 薬物乱用防止新五か年戦略について
 - ① 中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。
 - ② 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。
 - ③ 薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する。
 - ④ 薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援によって再乱用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。

2 開催状況の調査について

- (1) 調査内容 別紙「各学校調査票」の内容による
- (2) 提出期限 開催日から10日を経過した日又は平成22年3月26日（金）のいずれか早い日まで
- (3) 提出先 別紙「各学校調査票」を県教育庁スポーツ保健課 担当あて提出
FAX：023- -

② 関連機関・団体との連携

毎年、有識者・県薬剤師会・県警察本部の協力のもと、各学校薬剤師、保健師、警察職員、各学校の養護教諭及び教諭等を対象に、専門的知識をはじめ学校における薬物乱用防止教室の在り方についての研修会等を実施。

平成23年度は兵庫教育大学大学院教授西岡伸紀氏による講演のほか、西岡氏をコーディネーターとした学校薬剤師、行政担当者、警察職員、養護教諭によるシンポジウムを開催した。

③ 県警察本部生活安全部少年課との連携

平成22年度中、県内の小学校188校、中学校100校、高等学校61校において薬物乱用防止教室を開催し、延べ47,275人に対して薬物の害悪性、危険性について指導した。開催に関しては、警察職員が独自に作成した薬物乱用防止用のCD-ROMの活用や少年補導専門官等によるロールプレイングの実施、児童・生徒への呼びかけなど、分かりやすい指導を実施。

また、薬物乱用防止教室及び薬物乱用防止キャンペーンにおいて、薬物乱用防止広報車「みらい号」の効果的な運用による広報啓発活動の展開。



<平成22年度「みらい号」活動状況>

- ・小学校：38校
- ・中学校：10校
- 合計 48校
- ・大 学：1校（参考）

2. 茨城県の実施率

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

＜公立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	22.2	16.9	20.8	18.7	22.6	30.5	38.3	40.5	55.0	66.6	70.8
中学校	65.1	65.0	54.7	50.0	52.1	73.9	76.9	70.8	80.3	85.0	87.6
高等学校	100	100	100	87.4	70.5	74.3	100	99.1	98.1	98.1	99.0

(各年の実施率については、翌年3月31日までの実績を示す。)

本県の県立高等学校の薬物乱用防止教室の実施率は、ほぼ100%に近い状況である。このことについては、県教育委員会が「県立高等学校等における防止教室開催要項」を制定し、第三次薬物乱用防止五か年戦略等の趣旨を踏まえ、長年にわたり計画的かつ継続的に取り組んできたこと、加えて講師の選任に際して、県警察本部や県の薬務課及び県薬剤師会等の関係機関、団体の協力を得たことが大きいと考えている。

また、中学校における実施率は、平成20年度以降80%を超えている。これは市町村担当者会議において、開催を依頼したことや各市町村教育委員会担当者による各学校への熱心な働きかけによる成果であると考えている。

加えて、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室推進事業（文部科学省支出委任事業）における薬物乱用防止教室指導者養成講習会や薬物乱用防止教育認定講師養成講座など各研修会等を通して、講師を養成してきたことも実施率の向上につながったと考えられる。

今後、本県における薬物乱用防止教室を充実させていくためには、①「各市町教育委員会や各学校に薬物乱用防止教育の必要性について積極的に働きかけを行うこと」、②「研修会等を通して教職員への意識付けを行うこと」、③「講師を養成するために、関係機関や関係各課と連携して研修会等を今後も引き続き行っていくこと」、④私立学校における開催状況は、平成22年度小・中・高等学校33校中6校であることから、「私立学校との連携を図り、開催に向けて依頼していく」などが必要であると考えている。

(2) 取組（薬物乱用防止教室開催方法）

① 県立高等学校に対しての働きかけ

- ・ 4月当初、各県立高等学校長宛てに薬物乱用防止教室の開催を通知するとともに、開催要項を送付する。
- ・ 実施計画書、実施報告書の提出期限を設け、県教育委員会がとりまとめている。
- ・ 薬物乱用防止教室における外部講師については、薬務課と連携して名簿を作成し、各県立学校に講師名簿を送付している。

<開催通知文書>

		保 体 第 5 6 号 平成23年 4 月 11 日
各県立高等学校長 兼木中等教育学校長	殿	教育委員会教育長職務代理人 教育次長 (公印省略)
平成23年度「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業（防止教室）の実施について(通知)		
<p>児童生徒の薬物乱用防止に関する取り組みについては、文部科学省から平成20年9月17日付け20文科ス第639号「薬物乱用防止教育の充実について」で通知がありました。</p> <p>国及び茨城県の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」では、「すべての中学校及び高等学校において、年に1回は『薬物乱用防止教室』を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても『薬物乱用防止教室』の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること。なお『薬物乱用防止教室』は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りこんだ深い指導的な教員の活用も考えられる。」としています。</p> <p>県教育委員会では、薬物乱用がもたらす心身への影響、依存症、疾病との関連、社会への影響などについての理解とともに、適切な意志決定や行動選択ができる資質と能力を身に付けることができるようにすることを目的に「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業の中で、外部講師を招いた児童生徒対象の薬物乱用防止教室（喫煙、飲酒防止を含むことも可）の開催を推進しております。</p> <p>については、別添「防止教室開催のための参考資料」を参考に、すべての学校で薬物乱用防止教室が開催されるよう特設の配慮を願います。</p>		

<実施要項>

平成23年度「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業

県立高等学校等における防止教室開催要項

1 ねらい

県立高等学校の生徒を対象に、薬物乱用防止教室（喫煙、飲酒等を含むことも可）を開催し、薬物乱用がもたらす心身への影響、依存症、疾病との関連、社会への影響などについての理解とともに、適切な意志決定や行動選択ができる資質と能力を身に付けることができるようにする。

2 期 間

平成23年4月18日（月）～平成24年1月20日（金）

3 会 場

各県立高等学校等

4 対 象

各県立高等学校等の生徒。ただし、保護者等の参加については学校の計画に委ねるが、できるだけ保護者や地域関係者の参加について考慮し、啓発を図ることが望ましい。

5 内 容

外部講師を招聘しての講演、講話等で構成する。

6 講師の選任

学校長は、講師を選任する。

7 講師の旅費

旅費のみ支給

8 計画書及び報告書の提出

(1) 計画書について

学校長は、別紙様式1により実施計画書を作成し、5月20日（金）までに保健体育課長宛て報告する。

(2) 報告書について

学校長は、防止教室実施後、1週間以内に別紙様式2により実施報告書を作成し（使用した資料等があれば添付）、保健体育課長宛て報告する。

なお、最終提出期限は平成24年1月27日（金）までとする。

9 その他

(1) 各学校の実情等を考慮し、講師との打ち合わせを十分に行い、実施すること。

また、生徒への事前及び事後の指導を的確に行い、成果が上がるよう配慮すること。

(2) 使用した資料等があれば、報告書に添付すること。

(3) 関係機関（警察署等）から防止教室等の開催要請があった場合には、これと併せて実施しても差し支えないものとする。

(4) 6の講師の選任の際には、別添資料中の「4 講師選定の際の参考資料」を参考とすること。

また、学校薬剤師の活用等についても考慮すること。

(他の講師の招聘を妨げるものではない)

(5) 講師に旅費を支払う場合には、各学校において旅費の格付けを行うこと。経費については、別途予算令達するものとする。

また、実施計画書の旅費の額については、必ず旅費事務担当者に確認の上記入すること。

※ 若年層の薬物乱用や初犯者の増加が今なお懸念されています。国及び茨城県の「第三次薬物乱用防止5か年戦略」を踏まえ、本年度も、すべての学校において「薬物乱用防止教室」（薬物乱用防止を主とし、喫煙、飲酒防止を含むことも可。）の実施をお願いします。

<実施計画書>

平成23年度「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業

学校番号

別紙様式1

「平成23年度県立高等学校等における防止教室」実施計画書

学校名 _____

担当者 職・氏名 _____

1 防止教室名		2 実施予定日			
3 講師	所属所名				
	職名	氏名			
4 対象及び参加予定者数					
生徒	(1学年	人、2学年	人、3学年	人、計	人)
その他	(教員	人、保護者	人、他	人、計	人)
合計	(人)			
5 内容等					
6 実施予定の時間の教育課程上の扱いについて、次の中から選んで数字に○をつけてください。					
1 特別活動(学校行事)		2 特別活動(ホームルーム活動)		3 特別活動(生徒会活動)	
4 総合的な学習の時間		5 その他()			
●旅費所要額 _____		円(旅費事務担当者に確認し記入)			

※ 1の防止教室名には、実施した教室または講演会名を記入。(薬物乱用防止教室等)

※ 3の講師の職名は、学校医等医師、警察職員、保健所職員、学校薬剤師等薬剤師、ライオンズクラブ認定講師、薬物乱用防止指導員等を記入。

<実施報告書>

平成23年度「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業

学校番号

別紙様式2

「平成23年度県立高等学校における防止教室」実施報告書

学校名 _____

担当者 職・氏名 _____

1 防止教室名						2 実施予定日			
3 講師	所属所名						氏名		
	職名								
4 対象及び参加者数									
生徒 (1学年		人、	2学年	人、	3学年	人、	計	人)	
その他 (教員		人、	保護者	人、	他	人、	計	人)	
合計 (人)							
5 内容等									
6 成果・課題・感想等									
7 実施した時間の教育課程上の扱いについて、次の中から選んで数字に○をつけてください。									
1 特別活動 (学校行事)			2 特別活動 (ホームルーム活動)			3 特別活動 (生徒会活動)			
4 総合的な学習の時間			5 その他 ()						
●旅費実績額 _____ 円 (旅費事務担当者に確認し記入)									

※ 1の防止教室名には、実施した教室または講演会名を記入。(薬物乱用防止教室等)

※ 3の講師の職名は、学校医等医師、警察職員、保健所職員、学校薬剤師等薬剤師、ライオンズクラブ認定講師、薬物乱用防止指導員等を記入。

防止教室開催のための参考資料

1 防止教室の進め方の基本方針

防止教室とは、学校が進める健康教育の一環として、その目的に応じた専門性を有する指導者を招いて行う教育活動である。

- (1) 学外から招く講師の専門性が十分生かされるよう工夫する。
学校医等医師、学校薬剤師等薬剤師、警察職員、保健所関係者等、それぞれの専門性が十分生かされるような指導形態の工夫を行い、学校と十分な連携のもとそれぞれの防止教室等を実施する。
- (2) 学校における健康教育の一環として行う。
「保健学習」や「特別活動」の時間に学級担任、教科担任によって行われる健康教育の一環として位置付け、より専門的立場から、豊富な知識や経験に基づいた指導を仰ぐ。
- (3) 喫煙・飲酒・薬物乱用を開始させないことを主目的とする。
これらの教室は、喫煙・飲酒・薬物乱用を開始させないことを主目的とし、すでにこれらの経験のある子どもたちに対しては、別途指導を行うことを原則とする。

2 防止教室・講演会開催の手順

防止教室・講演会開催手順の例

	学 校 内	関係者との調整
企 画	<p>教務主任、保健主事等を中心に、健康教育の一環として学校の実情に応じた「防止教室」を企画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒や保護者、地域等の意識や実態は ・ どんなテーマで ・ いつ ・ 誰を講師に ・ 学校側の責任者は 	<p>学校の実情に応じた「防止教室」の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前打診 ・ 正式依頼状送付 ・ 打ち合わせ日程調整

打ち合わせ	<p>「防止教室」の実施に向けて、全職員の共通理解を図り、事前指導等について話し合う。</p> <p>また、「保健」の教科書やテーマにかかわるビデオ、パンフレットなどの資料を用意し、防止教室講師予定者との打ち合わせに備える。</p>	<p>学校の実情に応じた「防止教室」の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打ち合わせを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が意図する内容について ・ 詳細な日程 ・ 講師と学校の役割分担 ・ 準備物等
準備	<p>当日児童生徒に配付する資料や使用する視聴覚機材等を準備する。</p> <p>必要な場合には実施調査を行う。</p> <p>事前・事後の指導とどのように関連させるかを検討する。</p>	<p>講師の運送方法、資料や視聴覚教材についての最終確認を行う。</p> <p>教員との役割分担についても確認する。</p>
教室実施	<p>児童生徒を「防止教室」の実施場所に誘導し、「教室」の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。</p> <p>事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に「教室」を実施する。</p>	<p>講師との最終確認を行い「防止教室」を実施する。</p> <p>常に講師の補助を行える体制を準備し、講師の指示に従って適宜対応する。</p>
事後指導	<p>「防止教室」の後を受けて、保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関連した授業や指導を行う。</p> <p>「防止教室」を受講した児童生徒に、内容に対する疑問や質問を聞いたり、感想をまとめさせたりすると良い。</p>	<p>講師に「防止教室」を実施した感想等をたずね、運営上の問題点や、授業の感想、児童生徒への事後指導について話し合う。</p>
評価まとめ	<p>「防止教室」を実施した成果や問題点について担当者で話し合い、今後の健康教育や次年度の「防止教室」の参考とする。</p> <p>また、この結果を全職員に周知する。</p>	<p>講師（及び講師の所属所）に礼状を出し、今後の協力を依頼する。</p> <p>また、必要であれば「教室」のまとめや児童生徒の感想文なども送付する。</p>

ポイント

- 1 あくまで、学校側が主体となって企画・運営を行う。
- 2 生徒指導担当や保健体育科教員だけでなく、全教職員の共通理解のもとに関連する。
- 3 保護者への広報、啓発活動を同時に行うと効果的である。
- 4 関係者、関係機関との継続した連携体制へ発展させる。

講師との確認事項

- 1 児童生徒及び家庭や地域の実態
- 2 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取り組みの現状
- 3 講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置づけ
- 4 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法

② 市町村教委育委員会に対しての働きかけ

- ・ 各市町村教育委員会においては、薬物乱用防止教室の開催要項及び開催のための参考資料等を送付するとともに、管内の学校に周知するよう依頼した。
- ・ 薬物乱用防止教室における外部講師については、薬務課と連携して名簿を作成し、各市町村教育委員会に講師名簿を送付している。
- ・ 6月に実施した市町村担当者会議の際に、各学校において、薬物乱用防止教室を開催するよう、再度依頼した。

③ 関係機関との連携について

各学校からの薬物乱用防止教室における講師の依頼に、御協力していただくよう関係機関に依頼文書を送付した。

<関係機関への依頼文書>

保 体 第 5 9 号 平成23年4月11日	
保 健 福 祉 部 長 (保健予防課取扱い) 保 健 福 祉 部 長 (薬務課取扱い) 茨 城 県 区 師 会 長 茨 城 県 学 校 教 師 会 会 長 茨 城 県 警 察 本 部 長 ライオンズクラブ国際協会 333-E地区ガバナー	殿(各道)
茨城県教育委員会教育長職務代理人 教育次長 (公印省略)	
平成23年度「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業の実施について(依頼)	
上記のことについては、これまで「防止教室」の開催に関しまして御協力いただきありがとうございます。	
さて、今年度も薬物乱用防止等の「防止教室」を開催することとなりました。	
つきましては、講師等の派遣について特段の御配慮をお願いいたします。	
なお、別添写しのとおり関係先に通知しましたので了解いたします。	

3. 埼玉県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

<公立学校における実施率（％）>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	61.3	61.7	64.1	97.7	97.7	100	100	100	100	100	100
中学校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高等学校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(さいたま市を除く)

本県では、平成11年度にすべての公立中学校、高等学校に薬物乱用防止教室の開催について通知して以来、中学校、高等学校におけるその実施率は高い。

小学校においては、平成14年度から公立小学校を含めた開催通知をしたことや平成14年度から完全実施の学習指導要領で小学校高学年から喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を実施することとなったことで、実施する学校の割合は高くなっていった。それに併せて、県立学校教職員のみが対象であった薬物乱用防止教育研修会に公立小学校、中学校、市町村教育委員会職員も対象に加え、全県的に薬物乱用防止教育の基本的進め方・考え方を周知したことや学校医、学校薬剤師等の外部指導者の育成をしたことも開催の割合が高くなった要因であると考えている。

結果、平成17年度から小学校、中学校、高等学校における薬物乱用防止教室の実施率が、100%となっている。私立学校における開催状況は、平成22年度小・中・高等学校75校中34校である。私立学校担当課と連携した取組を今後も引き続き行っていく必要がある。

(2) 取組（薬物乱用防止教室開催方法）

① 薬物乱用防止教室実施要項及び薬物乱用防止教室開催通知

4月当初、県立学校長宛に、薬物乱用防止教室開催通知及び実施報告依頼を行う。市町村教育委員会においては、薬物乱用防止教室の開催について管内の学校に周知し、11月及び年度末に開催状況調査を実施する旨をお知らせする。

薬物乱用防止教室における外部指導者活用について、県立学校長及び市町村教育委員会教育長宛に依頼する。その中で、外部指導者の依頼方法を盛り込み各学校に通知する。

<薬物乱用防止教室実施要項>

平成23年度埼玉県立高等学校における薬物乱用防止教室開催要項

1 目的

近年、覚せい剤等の薬物乱用が、低年齢化、潜在化するなど、社会問題となっていることから、高校生の薬物乱用を未然に防止するため、生徒に薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさ等について理解させ、薬物乱用をさせない資質や能力の育成を図る。

2 実施主体

各県立高等学校

3 実施期間

平成23年4月11日（月）～平成24年3月23日（金）

4 会 場

原則として校内

5 対 象

全生徒（全日制・定時制）

6 内容（例）

- (1) 薬物乱用の心身への健康影響（薬物の種類と作用、薬物の害、薬物依存、薬物乱用）
- (2) 薬物乱用と社会問題（青少年期と薬物乱用、薬物乱用者の人生、薬物関連の事件・事故）
- (3) 薬物乱用防止の対策（法律による規制と取締り、保健医療機関の役割、社会環境づくり）

7 方法（例）

警察職員、麻薬取締官OB、学校医、学校薬剤師、保健所職員、薬物乱用防止指導員等を講師とした講演、教職員による講話又はロールプレイング等効果的な指導法を取り入れたホームルーム活動等による。

8 講師依頼

<別表>を参照し、所定の手続きで依頼する。

9 その他

- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付けて実施する。
- ・薬物乱用防止教室は、できるだけ多くの保護者の参加を得て実施するよう配慮する。

<別表>

講師職（機関）名	職の専門性	講師依頼先 協力依頼方法
学校医	医学面から薬物の危険性	校長が直接依頼する
学校薬剤師	薬理作用の専門家	校長が直接依頼する
学校歯科医	口腔内衛生	校長が直接依頼する
薬物乱用防止指導員	薬物乱用防止に関する事	所管保健所（薬務担当者）に電話連絡 ※ 1
所管保健所の薬事監視員	薬理作用の専門家 薬物乱用防止に関する事	所管保健所（薬務担当者）に電話連絡
麻薬取締官OB	薬物事犯の捜査取締経験者	県立学校部保健体育課へ事前連絡 048-830-6963 ※ 2
警察職員	少年非行の防止活動 犯罪の予防 薬物乱用のおそろしさ、薬物 乱用の実態などを紹介し違法 薬物に対する警戒心を醸成し 、社会から違法薬物の根絶を 図るための啓発	各所管警察署 生活安全課（少年担当）
		少年サポートセンター東分室 （春日部市庄和支所3階） 048-718-4152 ※ 3
		少年サポートセンター西分室 （川越市立教育センター分室1階） 049-239-6598 ※ 3
		少年サポートセンター北分室 （熊谷市立婦人児童館2階） 048-524-4016 ※ 3
		埼玉県警察本部少年課補導育成第一係 非行防止指導班「あおぞら」 048-832-0110 内線3124 ※ 4
		埼玉県警察本部薬物銃器対策課 048-832-0110 内線4822 ※ 3
埼玉県立精神保健 福祉センター	薬理作用の専門家 薬物乱用防止に関する事	伊奈町小室818-2 048-723-1111 （相談担当）
「薬物乱用防止キャラバン カー」による啓発	薬物標本、人体模型などの展 示や、立体映像による体験な ど啓発資材を備えた大型のバ スであり、専門指導員による 解説	（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター （設置場所 東京3台） キャラバンカー事務局 TEL：03-3581-7429 FAX：03-3581-7438

※ 1 依頼先（貴校を所管する保健所）に事前に電話連絡した後、直接平成23年4月8日付け教保体第41号通知の様式1により依頼し、実施後様式3により実施報告する。

※ 2 6月30日までに県立学校部保健体育課に事前に電話連絡し、その後、別添「麻薬取締官OBへの協力依頼」用紙を必ず電子データで提出する。

※ 3 少年サポートセンター分室、埼玉県警察本部薬物銃器対策課に関する予約は、直接電話で問い合わせる。

※ 4 非行防止指導班「あおぞら」に関する予約は、インターネットの県警ホームページにアクセスし「電子申請」により、開催月2か月前（毎月1日受付開始）に申し込む。

<薬物乱用防止教室開催通知>

教保体第96号

平成23年4月14日

各県立高等学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

平成23年度薬物乱用防止教室の開催について（通知）

標記の件について、今年度も別添のとおり「平成23年度埼玉県立高等学校における薬物乱用防止教室開催要項」を定め、薬物乱用防止の一層の推進を図ることとしました。

つきましては、小学校段階から小・中・高等学校すべての学校において、学校保健計画に位置付けて、年1回以上できるだけ多くの保護者の参加を得て開催するようお願いしています。

また、学校薬剤師、麻薬取締官OB、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の外部講師の協力を得るなどして、家庭や地域との連携を図り、薬物乱用防止教室の充実を図るよう御配意願います。

なお、本教室の実施報告については、下記により報告願います。

記

- 1 報告内容 薬物乱用防止教室実施報告
- 2 報告期日 平成23年4月15日（金）～平成24年3月23日（金）
- 3 報告方法 「埼玉県申請・届出サービス」による報告

② 関連機関（警察、保健所、学校薬剤師会等）への協力依頼の方法

本県では、埼玉県薬物乱用防止対策推進本部を置き、麻薬、覚醒剤等薬物乱用防止対策に関し、関係行政機関の事務の緊密な連絡を図るとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進している。

本部会議の中で、薬物乱用防止教室の講師を関係機関に依頼し、各学校に配布する薬物乱用防止教室開催要項の中に講師の依頼方法を載せることで、専門的知識を有する外部指導者を学校が依頼しやすくしている。（別表参照）

また、平成14年度からのこの薬物乱用防止教育に対する各学校の取組の流れを継続、充実するために、県教育局ではいくつかの取組を行ってきた。以下が、平成22年度に教育局が行ってきた薬物乱用防止教室に係る研修会である。

平成22年度薬物乱用防止教室に係る研修会

■薬物乱用防止教室研修会

実施日 平成22年6月23日(水)

会 場 狭山市市民会館

参加者 警察関係者 薬物乱用防止指導員・保健所職員 学校薬剤師

小・中・高等学校の薬物乱用防止教育担当者等

狭山市立中央中学校生徒、教職員、保護者

市町村教職員 県立学校教職員 市町村教育委員会

指導員(警察・薬乱指導員・学校薬剤師等)

計949名

内 容 モデルとするような薬物乱用防止教室を示し、警察官、指導員、学校薬剤師と教職員が効果的な講演や指導法について研究協議を行う。

■学校薬剤師研修会

実施日 平成22年9月11日(土)

会 場 春日部市民文化会館

参加者 学校薬剤師

計 173名

内 容 学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師となり専門性を生かした指導を一層推進するため、行政説明および薬物乱用防止教室の事例発表等学校薬剤師に対して必要な研修を行う。

■薬物乱用防止教育シンポジウム

実施日 平成22年9月17日(金)

会 場 さいたま市文化センター

参加者 ・PTA関係者及び児童生徒の保護者

・公立小・中・高・特別支援学校の教職員等の学校関係者

・薬物乱用防止教育関係者

(学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会担当指導主事、担当者等)

計 1283名

内 容 ・基調講演 文部科学省教科調査官

・啓発劇

・シンポジウム テーマ「学校・家庭・地域が一体となって取り組む薬物乱用防止教育」

■薬物乱用防止教育研修会

実施日 平成23年1月19日(水)

会 場 さいたま市民会館うらわ

参加者 小・中・高・特支 教諭・養護教諭 市町村教育委員会職員 計453名

内 容 薬物乱用防止教室における効果的な指導方法と、教科等との連携について実践的な内容の講義を行い、学校における薬物乱用防止教育の推進を図る。

4. 石川県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

<公立学校における実施率 (%)>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	33.0	47.2	65.1	67.8	71.7	75.0	80.5	67.5	71.2	84.4	91.1
中学校	78.9	74.3	91.4	91.3	98.1	80.6	100	89.9	92.8	100	100
高等学校	96.6	98.3	100	97.9	100	100	100	95.7	95.6	100	100

【参考】 <石川県における実施率 (%)> 【平成22年度】

	全体	公立	私立	国立
小学校	91.1	91.1	0	100
中学校	97.9	100	0	100
高等学校	96.2	100	77.8	100

(私立学校 小学校1校・中学校2校・高等学校9校)

(国立学校 小学校1校・中学校1校・高等学校1校)

本県では、平成10年度にすべての公立中学校・高等学校に薬物乱用防止教室の開催を行うよう指導しており、それ以降実施率は高い。

小学校についても、学習指導要領（平成10年12月告示）で小学校高学年において喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容を体育科保健領域で扱うことになったことや、平成14年度から開催について指導したことから、「薬物乱用防止教室」を実施する学校の割合は年々高くなってきている。さらに、平成23年度は小学校において必ず「喫煙防止教室」を開催することとした地区もあり、開催予定状況が98.7%となっている。

「薬物乱用防止教室」で講師となる方々を対象とした講習会を6月に開催し、最新の情報・今日的課題について、大学の先生や、麻薬取締官、石川県警の警察職員等を講師に迎え、専門的な説明を行っている。また、県教育委員会の指導主事より「薬物乱用防止教室」の意義や必要性、近年の開催状況等について説明や、指導方法も示し、講師となる方々の資質向上を図った。

今後は、私立学校における確実な開催に向け、担当課とも連携をとりながら働きかけをしていくという課題がある。

また、特別支援学校においても、発達段階に応じて実施されており、今後も継続して支援をしていきたい。

なお、保健体育担当指導主事会議や、市町担当主管課長会議においても「薬物乱用防止教室」の意義について取り上げることで、各市町の担当者が意欲的に各学校に周知していることが全体の開催率の向上につながっている。

(2) 取組（薬物乱用防止教室開催方法）

① 県立学校や市町村教育委員会への働きかけ

(ア) 実施計画書及び実施報告書

3月末に、市町教育委員会教育長、県立学校長宛に「薬物乱用防止教室」の開催の依頼文書を出し、実施計画書（5月中旬締切り）及び実施報告書（翌年2月末締切り）の提出を求めている。また、「未実施校」に対しても開催されなかった理由を報告してもらい状況把握に努めている。

<県教育委員会から県立学校への依頼文>

県立学校長 様	教ス第3331号 平成23年3月31日
	石川県教育委員会事務局 スポーツ健康課長 (公印省略)
平成23年度「薬物乱用防止教室」の開催について(依頼)	
薬物乱用防止対策については、かねてより学校保健指導者研修会、薬物乱用防止教室習会、教育用教材等の配布を通じて、その推進に努めてきたところです。	
しかしながら、青少年の薬物乱用の問題については、大麻、MDMA等合成麻薬事犯検挙人員の6割～7割を未成年者及び20歳代の若年層が占めており、依然として予断許さない状況です。	
つきましては、各学校において、平成23年度においても所轄警察署・学校医や学校薬剤師・関係機関等の担当者を講師として依頼し、 学校保健計画に位置づけて「薬物乱用止教室」 の開催をお願いします。（すべての中学校、高等学校で年1回は開催、小学校は児童、地域の実情に応じて開催）	
なお、 平成23年度実施計画書、実施報告書 については下記により提出願います。	
記	
平成23年度実施計画書 … 様式1（中・高等学校用） 各学校 → スポーツ健康課へ 5月11日（水）までに	
平成23年度実施報告書 … 様式2（実施校用） 事業終了後速やかにスポーツ健康課へ ※最終締切 平成24年2末日	

<県教育委員会から教育事務所・市町教育委員会への依頼文>

教 ス 第 3 3 3 1 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

教育事務所長 様
市町教育委員会教育長 様

石川県教育委員会事務局
スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

平成 2 3 年度「薬物乱用防止教室」の開催について(依頼)

薬物乱用防止対策については、かねてより薬物乱用防止教室講習会、教育用教材等の配布を通じて、その推進に努めてきたところです。

しかしながら、青少年の薬物乱用の問題については、大麻、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の6割～7割を未成年者及び20歳代の若年層が占めており、依然として予断を許さない状況です。

つきましては、各学校において、平成23年度においても所轄警察署・学校医や学校薬剤師・関係機関等の担当者を講師として依頼し、**学校保健計画に位置づけて「薬物乱用防止教室」**の開催をお願いします。(すべての中学校、高等学校で年1回は開催、小学校では児童、地域の実情に応じて開催)

なお、**平成23年度実施計画書、実施報告書**については下記により提出願います。

記

平成23年度実施計画書 … 様式1 (学校用)、様式3 (市町教育委員会集計用)

市町教委 →教育事務所へ 5月13日(金)までに
教育事務所→スポーツ健康課へ 5月20日(金)までに

平成23年度実施報告書 … 様式2 (学校用)、様式4 (市町教育委員会集計用)

事業終了後速やかに教育事務所を經由してスポーツ健康課へ
(市町教委及び教育事務所は、管内すべての学校分を集約後、報告願います。)

※最終締切 平成24年2月末日

<実施報告書（未実施校）>

様式2(未実施校用)

平成23年度薬物乱用防止教室等の実施報告書

学 校 名	
開催しなかった理由は何ですか。[複数回答可] (○をつけてください。)	

ア. 適切な講師がいなかった。	
イ. 講師謝金等の経費が確保できなかった。	
ウ. 指導時間の確保ができなかった。	
エ. 体育・保健体育で指導しているため必要なし。	
オ. その他 ()	

上記のとおり報告します。

平成23年 月 日

学校長氏名 印

担当者氏名

(イ) 担当者連絡会議等

「保健体育担当指導主事会議」（年2回）及び「市町スポーツ・健康教育主管課長及び担当者会議」（年1回）にて、「薬物乱用防止教室」の開催についての働きかけをしている。

市町立の学校においては、市町教育委員会・教育事務所の担当指導主事が中心となり、「薬物乱用防止教室」の「実施計画書」「実施報告書」を取りまとめ、各地区の学校に対して「薬物乱用防止教室」の開催を依頼している。

② 関係機関への協力依頼の方法

県警察本部（警察・麻薬取締官等）、県健康福祉部（保健所・保健福祉センター・学校薬剤師等）に対し「薬物乱用防止教室」の講師等の協力依頼文書を発送することで各学校から外部講師の要請に対し速やかに派遣ができるようにしている。

<石川県警察本部への依頼文書>

教ス第3331号

平成23年3月31日

石川県警察本部長 様

石川県教育委員会教育長

薬物乱用防止対策について（依頼）

貴職におかれましては、日頃より本県の薬物乱用防止教育の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度においても各学校に対し、児童生徒を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用の未然防止と正しい知識の伝達を図るよう求めたところです。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨をご理解いただき、関係各警察署に対し、管内の各学校において開催される「薬物乱用防止教室」への協力について、ご指導方よろしく申し上げます。

<石川県健康福祉部への依頼文書>

教ス第3331号

平成23年3月31日

石川県健康福祉部長 様

石川県教育委員会教育長

薬物乱用防止対策について（依頼）

貴職におかれましては、日頃より本県の薬物乱用防止教育の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度においても各学校に対し、児童生徒を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用の未然防止と正しい知識の伝達を図るよう求めたところです。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨をご理解いただき、麻薬取締官及び薬剤師その他関係者に対し、各学校において開催される「薬物乱用防止教室」への協力について、ご依頼方よろしく申し上げます。

③ 指導者養成に関する取組

各学校で開催される「薬物乱用防止教室」の講師への指導・啓発を図るために研修会及び講習会を毎年開催している。平成23年度は、5月に「禁煙フォーラム石川2011」の後援をし、6月に「薬物乱用防止教室講習会」を開催した。現代的な課題や、より専門的な情報や知識について説明を受けることで講師の資質向上を図っている。

④ 関係機関からの資料等の配布

関係機関からの資料等（「石川県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動の実施について」、「世界禁煙デー」の啓発ポスター及び指導用資料等）の配布や普及運動の周知を図っている。

⑤ 石川県薬物乱用防止対策推進本部との連携

麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止対策として関係諸機関相互の緊密な連絡を図ると共に総合的かつ効果的な対策を協力で推進することを目的とし、関係機関が集まり、「薬物乱用防止対策の実施状況」について話し合う会議を設置している。

また、「啓発活動等において貸出・提供可能な啓発資料（ビデオ・パソコンソフト・パネル・インターネット情報等）、見学可能な施設等の情報も相互に提供をして支援・協力体制を図っている。

5. 静岡県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

＜公立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	28.8	32.9	35.4	42.3	39.8	56.9	56.9	85.6	92.2	96.7	98.5
中学校	98.5	99.3	97.4	99.3	99.1	99.6	99.6	97.7	98.8	98.3	99.4
高等学校	99.1	100	100	100	97.0	100	99.0	99.0	100	100	100

(政令市を含む)

【参考】＜私立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
中学校	93.8	93.8	82.4	90.9	87.0	87.0	91.3	91.3	95.8	91.7	92.0
高等学校	92.9	92.9	90.5	97.6	92.9	85.7	97.7	93.0	95.3	97.9	100

本県は昭和52年から薬事室、警察本部、県薬剤師会（学校薬剤師）、教育委員会との連携で「薬学講座」を実施している。平成11年度より「薬学講座検討委員会」を設置し、効果的かつ効率的に「薬学講座」を実施するための方策等を検討してきた。

全県を挙げての取組により公立中・高等学校での実施率は、平成12年度の調査開始当初より常に95%を超えている。また、私立学校についても学校数が少ないこともあり（平成22年度現在；中学校数：25校、高等学校数：43校）、年によって多少のばらつきがあるものの高い値を示しており、平成18年度以降は常に90%を超えている。

また、「薬学講座」の実施対象を平成19年以降全ての小学校としたことから、平成20年度以降の実施率は90%を超えている。

その結果、平成22年度には、県下930校の学校において、約20万人の児童生徒を対象に講座を実施することができた。

*参考

【実施対象】

平成12～平成16年度 小学校（5，6年）を対象に15校で実施 中学校は全校で3年生のみを対象に実施

平成12年度から啓発発信校を創設した

平成16年度～ 中学校は全校で全学年を対象に実施

平成18年度 小学校（5，6年）を対象に全校の1/3で実施

平成19年度～ 小学校（5，6年）を対象に全校で実施

(2) 取組（薬物乱用防止教室開催方法）

① 薬学講座基本方針

薬学講座基本方針に基づき、県薬剤師会（学校薬剤師）、警察本部、薬事課、教育委員会が連携し、進めている。

平成22年度薬学講座基本方針

1 目的

小学生、中学生及び高校生に対し、医薬品の正しい知識の普及を図るとともに、シンナー・覚せい剤・大麻等の薬物の乱用による弊害を周知し、薬物乱用防止を徹底する。

2 実施主体

社団法人静岡県薬剤師会（学校薬剤師 以下、「県薬剤師会」という。）が、県の委託を受け実施する。

3 対象

県下全ての小学校、中学校及び高等学校に実施することを目標とする。

なお、受講対象の学年は、小学校については5年生又は6年生、中学校及び高等学校については全学年とする。

4 開催期間

平成22年4月19日（月）から平成23年2月28日（月）までとする。

5 開催方法

学校の授業の一環として下記の方法により開催する。

(1) 小学校、中学校及び高等学校（啓発発信校を除く。）

学校と学校薬剤師が協力して企画し、必要に応じて警察署等の関係機関の協力を得て開催する。

なお、小学校については、保健の授業等において、学校薬剤師がゲストティーチャーとして参加し実施する方法も可とする。

(2) 啓発発信校

中学校及び高等学校の中から啓発発信校を指定し、学校から地域へと啓発の効果が表れるように、学校と学校薬剤師が協力して企画し、警察署等の関係機関の協力を得て開催する。

(3) 保護者等の参加

薬物乱用について地域社会の理解が得られるよう、可能な限り、保護者、地域住民等の参加を得て実施する。

6 講座内容等

(1) 講座内容は、次の事項に関し、各年齢層の知識等に応じたものとなるよう配慮する。

ア くすりの正しい使い方

- イ 薬物乱用の現状
 - ウ 飲酒及び喫煙による弊害
 - エ シンナー、覚せい剤、大麻等の薬物乱用による弊害
 - オ その他薬物乱用防止に向けての取組み等
- (2) 県薬剤師会が作成した薬学講座用テキストを使用する。
- (3) ビデオ等の啓発資材を活用し、多角的に理解が得られるようにする。
- 7 実施計画書及び完了報告書
- (1) 実施計画書
- 県薬剤師会は、保健所、警察署、生徒指導地区研究協議会及び県薬剤師会支部の担当区域（以下、「事業実施区域」という。）ごとの実施計画を取りまとめ、実施計画書を作成する。
- 実施計画書は、平成22年5月末日まで（実施日が5月末日前の場合は、実施日の前日まで）に県薬事課へ提出するものとする。
- (2) 完了報告書
- 県薬剤師会は、事業実施区域ごとに、各学校で実施した薬学講座の実施状況を取りまとめ、完了報告書を作成する。
- 完了報告書は、平成23年3月中旬をめぐりに県薬事課へ提出するものとする。
- 8 講師
- 講師は、原則として学校薬剤師とし、必要に応じて警察職員等と連携し実施する。
- 9 推進主体及び役割
- (1) 県薬事課
- ア 総合的な助言を行う。
- イ 事業の円滑な推進のために、県私学振興課、県教育委員会、県警察本部、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、国立大学法人静岡大学、県薬剤師会等との連絡調整を行う。
- (2) 県保健所、静岡市保健所及び浜松市保健所
- ア 所管区域の対象学校（小学校、中学校、高等学校）及び県薬剤師会支部に対し、適切な協力を行う。
- イ 所管区域の対象学校（小学校、中学校、高等学校）、県薬剤師会支部、警察署、国立大学法人静岡大学附属学校及び県薬事課等との調整を行う。
- (3) 県私学振興課
- ア 私学各校への周知の徹底を図る。
- イ 県薬事課、県薬剤師会等との調整を行う。
- (4) 県教育委員会、静岡市教育委員会及び浜松市教育委員会
- ア 所管する小学校、中学校及び高等学校において、事業を計画する。
- イ 教育事務所、市町教育委員会等への周知の徹底を図る。
- ウ 県薬事課、県薬剤師会等との調整を行う。
- (5) 県警察本部
- ア 各警察署等への周知の徹底を図る。

- イ 県薬事課、県薬剤師会等との調整を行う。
- (6) 国立大学法人静岡大学
 - ア 附属学校において、事業を計画する。
 - イ 附属学校への周知の徹底を図る。
 - ウ 県薬事課、県薬剤師会等との調整を行う。
- (7) 社団法人静岡県薬剤師会
 - ア 実施計画書に基づき実施する。
 - イ 薬学講座テキストを、県薬事課、県私学振興課、県教育委員会、県警察本部、静岡市教育委員会及び浜松市教育委員会の協力の下に作成する。
 - ウ 県薬事課、県薬剤師会支部等との調整を行う。

10 会議

(1) 検討委員会

県薬事課が主催する。

県薬事課、県私学振興課、県教育委員会、県警察本部、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、県薬剤師会等により、基本的な事業方針等を決定する。

(2) 地区会議

原則として、県保健所、静岡市保健所又は浜松市保健所が主体となる。

なお、各事業実施区域の実情に合わせて、主体を変更することを妨げるものではない。

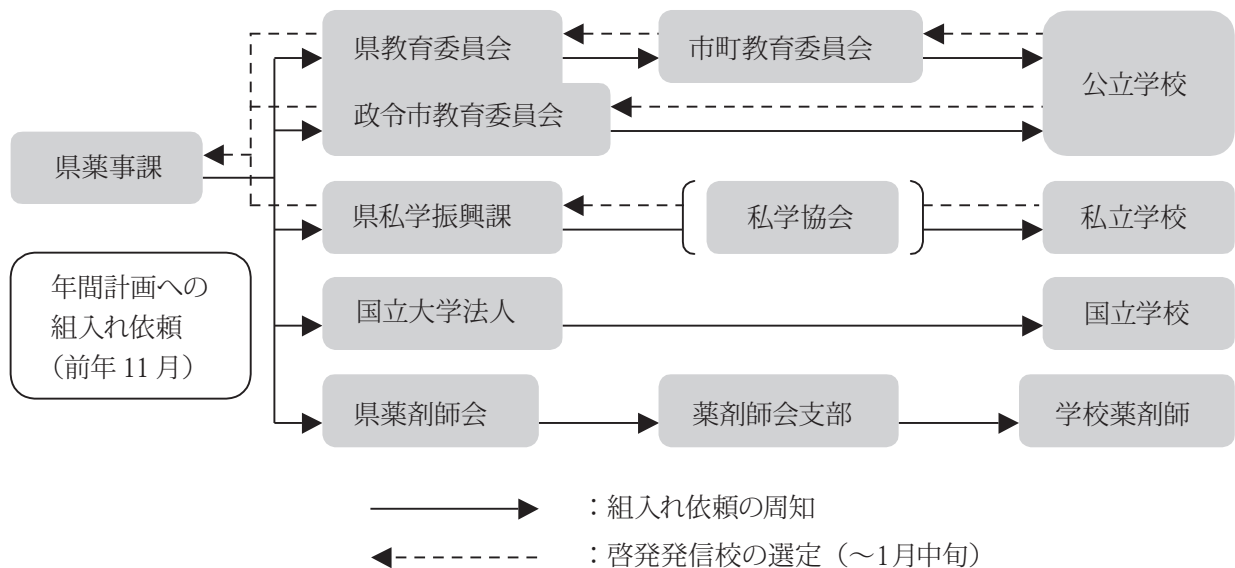
保健所（県、静岡市又は浜松市）、県薬剤師会支部、市町教育委員会、生徒指導地区研究協議会、警察署等により、事業実施区域ごとに具体的な事業計画を決定する。

薬学講座の流れ

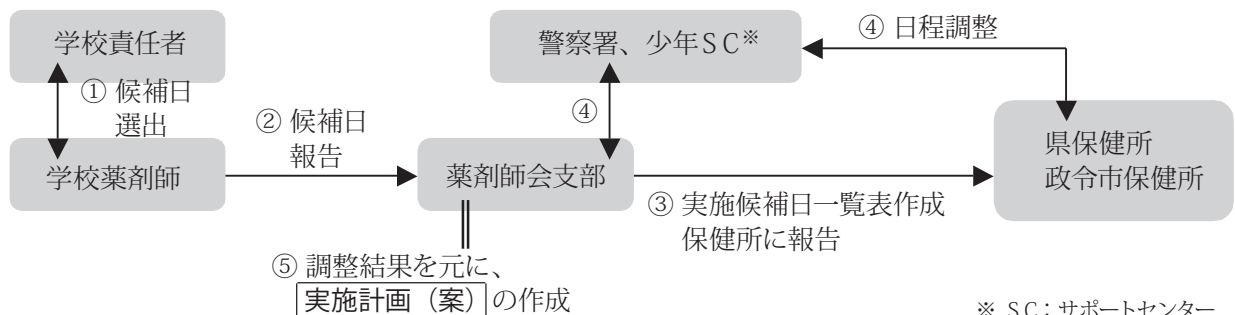
1 年間スケジュール

- (1) 前年11月 次年度の薬学講座について学校年間計画への組入れを依頼
→ 前年12月～1月 各学校で年間計画への組入れ
～1月中旬頃 啓発発信校の選定
- (2) 1月末ごろ 次年度薬学講座実施通知（啓発発信校の指定を含む。）
- (3) 2月～4月 各学校での候補日の選出
(～4月下旬) 警察署との日程調整
- (4) 2月～5月 各事業実施区域にて「地区会議」の開催
→ 5月中旬頃まで 各事業実施区域での実施日程決定
- (5) 4月初旬 薬学講座テキストの配布
4月～翌年2月 薬学講座の実施

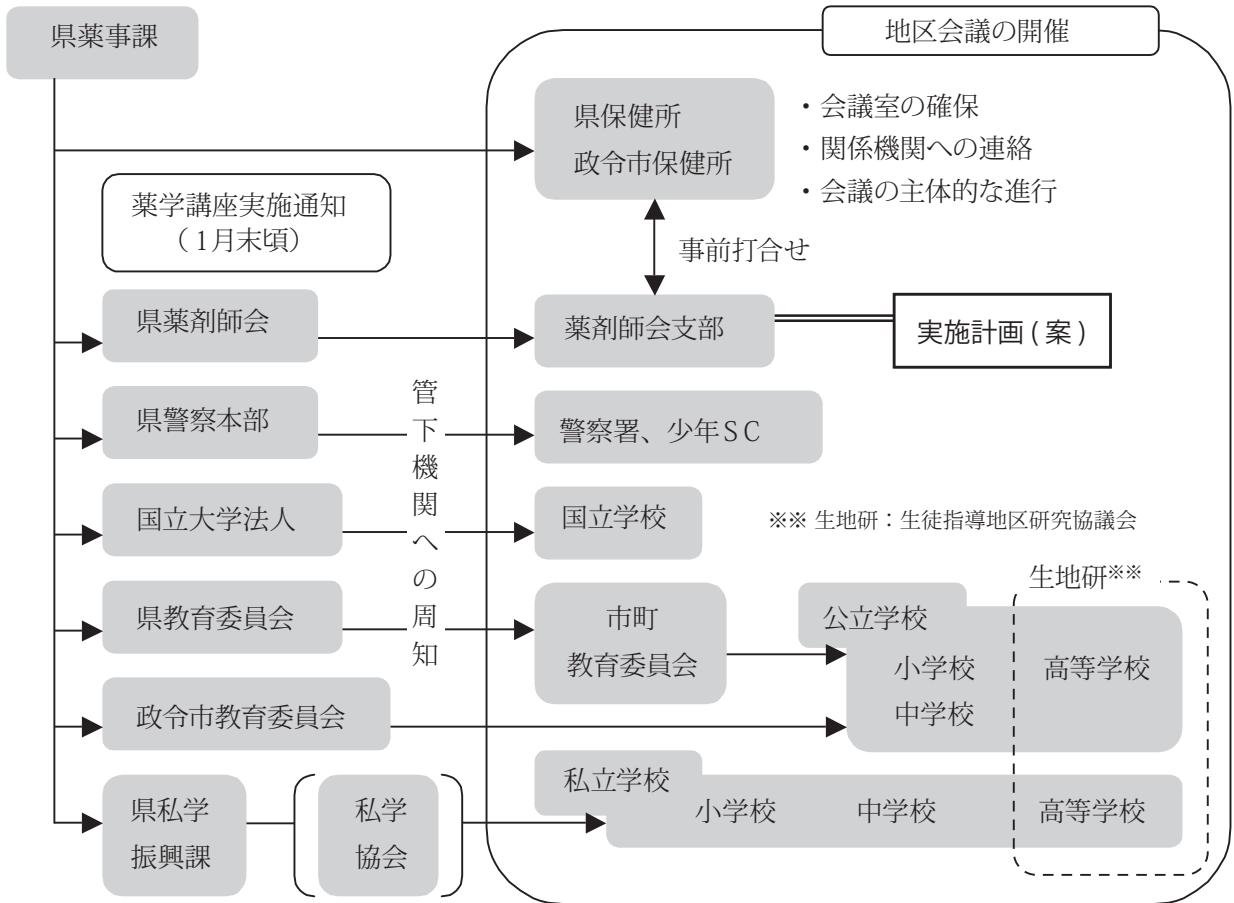
2 年間計画への組入れ、啓発発信校の選定（前年11月～1月）



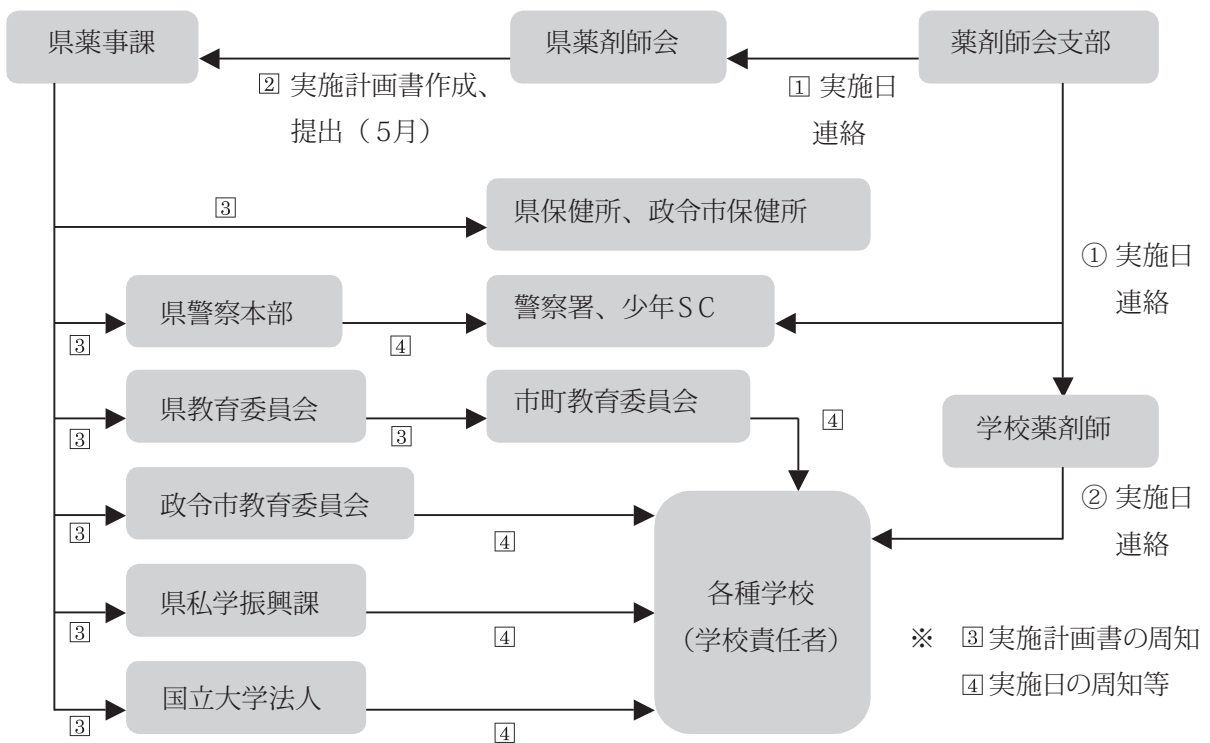
3 実施日の調整（2月～4月）



4 地区会議の開催（2月～5月）



5 実施日の決定（4月～5月）



<健康福祉部からの依頼を受けて市町教育委員会への通知>

教学第1856号

平成23年3月1日

各市町教育委員会学校保健主管課長 様

静岡県教育委員会学校教育課長

平成23年度薬学講座の実施について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり静岡県健康福祉部長から依頼がありました。については、平成23年度薬学講座基本方針に基づき、貴管内の小中学校及び市立高等学校において実施するよう周知願います。

なお、実施計画の作成にあたっては、学校や地域の実情等を踏まえ、工夫された取組となるよう御配慮願います。

おって、対象は下記のとおりです。

記

対 象

県内全ての小学校、中学校及び高等学校

受講対象の学年は、小学校については、5年生又は6年生、中学校及び高等学校については、全学年とする。

② 特別支援学校への働きかけ

特別支援学校では、各校の児童生徒の実態に合わせて実施している。保護者と共に参加し、薬物について具体的な知識を親子で学ぶ場とするなど工夫しながら取り組んでいるところもある。

③ 今後の取組について

年2回行われる「薬学講座検討委員会」において、開催状況や取組内容の検討をしながら、小・中・高等学校で行われる内容が発達段階に応じたものであるか、同じような内容が続かないような工夫をする等内容、教材の充実を図っていく。

また、養護教諭や保健主事の研修会においても啓発活動を継続していく。